

重要事項説明書

1. 事業の概要

- (1) 事業所の種類 居宅介護
- (2) 事業の目的 利用者が居宅において日常生活が営むことができるよう、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言を行うことを目的とします。
- (3) 事業所の名称 済生会松山老人保健施設にぎたつ苑
- (4) 所在地 松山市山西町997番地1
- (5) 電話番号 089-951-1106
- (6) 事業所氏名 山本 昌也
- (7) 管理者氏名 後藤 道洋
- (8) 運営方針 利用者の自立支援と利用者の立場にたった生活援助を行い、地域・家庭・事業所・他の関連事業所や行政との連携を重視した運営を行います。
- (9) 開設日 令和元年9月
- (10) 実施地域 松山市（旧北条、中島町除く）
- (11) 営業日及び営業時間
- 営業日（相談受付日）
月曜日から金曜日までとする。正し年末年始（12月30日より1月3日まで）を除く。
 - 営業時間 8:30～17:00
 - サービス提供時間： 利用者の希望に対応

(12) 職員の体制

当事業所では、利用者に対して居宅介護等のサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職 種	常 勤	非 常 勤
1. 管理者	名	名
2. サービス提供責任者	名	名
3. 訪問介護員	名	名
(1) 介護福祉士	名	名
(2) 訪問介護養成研修1級 (ヘルパー1級)課程修了者	名	名
(3) 訪問介護養成研修2級 (ヘルパー2級)課程修了者	名	名
(4) 介護職員基礎研修 課程修了者	名	名
(5) 介護職員初任者研修 修了者	名	名

(13) 主たる対象者 事業所は主たる対象者を身体障害者、難病等とします。

(14) サービス提供内容と利用料金

当事業所では、下記のサービス内容から「居宅介護計画」を定めて、サービスを提供します。「居宅介護計画」は、市町村が決定した居宅介護等の「支給量」(「受給者証」に記載してあります。)と利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などを記載しています。「居宅介護計画」は、利用者や家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。

〈サービス内容〉

- ① 身体介護(ご家庭に訪問し、入浴や排泄、食事などの介助をします。)
- 入浴介助・清拭・洗髪…入浴の介助や清拭(体を拭く)や洗髪などを行います。
 - 排泄介助…排泄の介助、おむつ交換を行います。
 - 食事介助…食事の介助を行います。
 - 衣服の着脱の介助…衣服の着脱の介助を行います。
 - その他必要な身体介護を行います。
- ※ 医療行為はいたしません。

- ② 家事援助（ご家庭に訪問し、調理、洗濯、掃除などの生活の援助を行います。）
- 調理…利用者の食事の用意を行います。
 - 洗濯…利用者の衣類等の洗濯を行います。
 - 掃除…利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
 - 買い物…利用者の日常生活に必要な物品の買い物をを行います。
 - その他関係機関への連絡など必要な家事を行います。
- ③ その他、必要に応じて健康や日常生活上の状況をお伺いし、生活上のご相談や助言を行います。

2) 利用者負担額

上記サービスの利用に対しては、通常9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費を代理受領する場合には、利用者は、利用者負担分としてサービス料金の1割（定率負担）を事業所にお支払いいただきます。個別減免が適用される場合には、減免後の金額となります。

<利用者負担額の上限等について>

- 介護給付費対象のサービス（ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ）利用者負担額は上限が定められています。
- 利用者のご希望により、当事業所を利用者負担の上限管理者に選任される場合には、サービス利用開始の際にその旨をお申し出ください。
- 当事業所において利用者負担の上限管理を担当し、具体的に上限を超える際の調整を行った場合には、別途上限管理にかかる費用をお支払いいただきます。

<利用者負担の減免について>

〔利用者負担に関する月額上限〕

- 1ヶ月あたりのサービス利用にかかる「定率負担」については、所得に応じて4区分の月額負担額が設定され、それ以上の負担の必要はありません。

区分	世帯の収入状況	1ヶ月あたりの負担上減額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯で、サービスを利用するご本人の収入が80万円以下の方	0円
低所得2	市町村民税非課税世帯	0円

一 般	市町村民税課税世帯	37,200円
-----	-----------	---------

3) 利用料金のお支払方法（契約書第5条参照）

原則的に金融機関の自動引き落としになります。

4) 利用の中止、変更、追加（契約書第6条参照）

- ① 利用者の都合において居宅介護等のサービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業所に申し出て下さい。
- ② 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料（利用料金表参照）をお支払いいただくこととなります。但し、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- ③ サービス利用の変更・追加は、訪問介護員の稼働状況により利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者と協議し、必要な調整をいたします。

(15) サービス利用に関する留意事項

1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

2) 訪問介護員の交替

① 利用者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業所に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、利用者からの特定の訪問介護員の指名はできません。

② 事業所の都合による交替

事業所の都合により、訪問介護員を交替することがあります。訪問介護員を交替する場合は利用者及びその家族に対してその理由を明らかにし事前に連絡するとともに、サービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

3) サービス実施中の留意事項

① 定められた業務以外の禁止

利用者は「当事業所が提供するサービス」以外の業務を事業所に依頼することはできません。

② 居宅介護等のサービスの実施に関する指令・命令

居宅介護等のサービスの実施に関する指令・命令はすべて事業所が行います。但し、事業所は居宅介護等のサービスの実施にあたって利用者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③ 備品等の利用

居宅介護等のサービスの実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

4) サービス内容の変更

サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。

5) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、利用者に対する居宅介護等のサービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

① 医療行為又は医療補助行為

② 利用者もしくはその家族等からの物品や金銭の授受

③ 利用者の家族等に対する訪問介護サービス

④ 利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

⑤ その他、利用者もしくはその家族に行う迷惑行為

(16) 苦情の受付について

1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口〔担当者〕

〔職名〕 サービス提供責任者

〔電話番号〕 (089) 951-1106

○受付日 月曜日～金曜日（但し、年末年始除く）

○受付時間 8:30～17:00

2) 行政機関その他苦情受付機関

愛媛県社会福祉協議会 (キューピット委員会)	所在地：松山市持田町3丁目8-15 電話番号：089-921-8344 受付時間：9:00～17:00
松山市役所障がい福祉課	所在地：松山市二番町2-4-7 電話番号：089-948-6849 受付時間：8:30～17:15

(17) 虐待防止窓口について

1) 虐待に関する苦情・相談受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口〔担当者〕

〔職名〕 サービス提供責任者

〔電話番号〕 (089) 951-1106

○受付日 月曜日～金曜日(但し、年末年始除く)

○受付時間 8:30～17:00

2) 行政機関その他虐待に関する受付機関

【虐待を見つけたとき】 松山市障がい者虐待防止センター (松山市役所別館1階 障がい福祉課内)	所在地：松山市二番町四丁目7-2 電話番号：089-948-6849 受付時間：24時間対応
【虐待についての相談】 松山市障がい者相談窓口 (松山市役所別館1階 福祉総合窓口)	所在地：松山市二番町四丁目7-2 電話番号：089-943-6307 受付時間：平日8:30～17:15
【虐待についての相談】 愛媛県社会福祉協議会 (キューピット委員会)	所在地：松山市持田町3丁目8-15 電話番号：089-921-8344 受付時間：9:00～17:00

(18) 第三者評価の実施状況

第三者評価は実地していないが、民生委員に相談、報告をしている